

杉田水脈衆議院議員の論考『『LGBT』支援の度が過ぎる』に抗議をする会長声明

全国青年司法書士協議会  
会 長 石 川 亮

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約 2,600 名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、杉田水脈衆議院議員（以下「杉田議員」という。）の論考『『LGBT』支援の度が過ぎる』の内容を断固として否定するものであり、下記のとおり声明を発する。

【声明の趣旨】

1. 杉田議員の論考に対して断固として抗議する。
2. 杉田議員は、論考の撤回及び謝罪を含む真摯な対応を行うこと、憲法を遵守して執務を行うことを求める。
3. 自由民主党は、杉田議員に対して厳正な処分を行うことを求める。
4. 当協議会は、社会で個人の尊重を無視した言論がなされないよう、より人権を重視した社会になるよう行動を行うことを表明する。

【声明の理由】

杉田議員は、「新潮 45」（新潮社）2018 年 8 月号において、『『LGBT』支援の度が過ぎる』（以下、「当論考」とする）と題する論考を発表した。

当論考には、LGBT と呼ばれるセクシュアル・マイノリティの生きづらさの解消を目的とする行政による支援は、LGBT のカップルは子どもを産まない関係、つまり「生産性」が低いと、支援は行うべきではないとの内容を含むものであった。

言うまでもなく、憲法 13 条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定められている。

憲法 13 条の趣旨からは個人は「生産性」という尺度によって判断されるべきものではなく、セクシュアル・マイノリティ当事者に限らずあらゆる個人は子どもを産むか産まないかに関わらず、個人として最大の尊重をされなければならない。

しかし、当論考では、杉田議員は、LGBT のカップルは子どもを産まない関係であるので、支援は不要であると主張をしている。

これは、明らかに憲法 13 条に定める個人の尊重の趣旨を理解していない論考であり、憲法を踏まえて行動すべき国会議員として、憲法の趣旨をないがしろにする態度といえる。

この論考では、セクシュアル・マイノリティ当事者を傷つけることになる。子どもを産むことを「生産性」と表現し、少子化を改善するか否かという、いわば国への貢献度で施策の対象とするか否かを論じたことは、子どもを持たない人々や障がいを持つ人々をも傷つけることになる。

そもそも、「LGBT支援の度が過ぎる」というが、果たしてそうであろうか。セクシュアル・マイノリティの人々は、統計にもよるが、3～5%程度の割合で存在すると言われている。1990年に、それまでは精神疾患であるとされてきた同性愛は、世界保健機関により、同性愛は精神疾患ではないこと、治療の対象ではないことを宣言され、同性愛も人の自然な性のあり方の一つとなった。また、2018年に公表された、世界保健機関による国際疾病分類（ICD-11）においても、これまでは精神疾患であった性同一性障害は、精神疾患ではない区分の「性の健康に関する状態」に移行され、名称も性別不合に変更された。これは、脱スティグマ化を目指した非病理化の運動を踏まえたものである。

このように、セクシュアル・マイノリティであることは、医学的には人の自然な性のあり方の一つとして認められるに至った。

日本の状況を見てみると、報道等でセクシュアル・マイノリティについて取り上げられ、社会の中では認知が拡大しつつあるものの、法制度や社会制度は、異性愛者であり、かつ、トランスジェンダーではない人々、いわば、セクシュアル・マジョリティ（性的多数者）である人々の人生を基準として構築がなされており、社会の意識もセクシュアル・マジョリティであることを規範としたものである。

セクシュアル・マイノリティ当事者も、セクシュアル・マジョリティを基準とした社会の中で生きざるを得ない。その結果、セクシュアル・マイノリティ当事者は、制度から排除されたり、制度の利用がしづらいなど、生活を送る上で困難に直面せざるを得ない。LGBT法連合会のまとめた、「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」では264の社会的障壁の例が掲載されている。セクシュアル・マイノリティの人々は、自死リスクが高く、政府発行の自殺総合対策大綱では、セクシュアル・マイノリティ当事者は自死のハイリスク層と指摘されている。セクシュアル・マイノリティであることで、生きづらさを抱えている人がいる。その生きづらさの障壁は、杉田議員の主張する親の無理解のみにとどまらず、社会的障壁なのであり、立法その他の国政の上でその方々の立場に立って配慮すべきことは当然のことである。国や行政が行動を起こす際には税金の支出を伴うものである。税金の支出を行うなど主張することは、永遠に社会的障壁を放置すべきと主張していることと同義である。よって、セクシュアル・マイノリティに対する支援は、度が過ぎてなどいなく、逆に、ますます拡充させていかなければならないのである。

以上のとおり、セクシュアル・マイノリティに対する支援が十分に行き渡っていない現状を踏まえ、当協議会は、杉田議員が論考の撤回及び謝罪を含む真摯な対応を行うこと、憲法を遵守して執務を行うこと、及び、自由民主党は、杉田議員に対して厳正な処分を行うことを求める。また、当協議会は、性的指向や性自認のあり様が多数者に属するか少数者に属するかに関わらず、法制度・社会制度において差別のない社会の実現に向け、ますます邁進することを表明する。